

令和8年度沖縄県障害者芸術文化活動支援センター運営委託業務
企画提案仕様書

1 目的

芸術文化活動を行う障害者やその家族、福祉施設、支援団体等を支援する拠点として、沖縄県障害者芸術文化活動支援センターを設置し、障害者の芸術文化活動の普及及び充実を図ることにより、県民に対する障害及び障害者への理解を促し、障害者の自立と社会参加を促進する。

2 委託期間

契約締結の日（令和8年4月1日を予定）から令和9年3月31日まで

3 委託業務内容

沖縄県障害者芸術文化活動支援センター（以下、「支援センター」という）は、沖縄県全域を支援の対象とし、以下の業務を行うものとする。

(1) 支援センターの設置

支援センターの設置場所は、沖縄県内で受託者が用意する。

(2) 支援専門員（コーディネーター等）の配置

ア 支援センターに、業務の遂行に必要な知識及び経験を有する支援専門員（コーディネーター等）を配置する。

イ 支援専門員（コーディネーター等）は、必要に応じて相談若しくは問い合わせ等に対応するほか、各関係団体とのネットワークの構築、ワークショップの開催等次年度以降も継続的に行える体制づくりを行う。

(3) 支援センターの運営

ア 関係者のネットワークづくり

障害者の芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障害者やその家族、芸術文化活動に理解のある専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者等におけるネットワークをつくる準備のため、事業の実施に必要な協力を得るなどの取り組みを行う。

（例：意見交換会等を1回程度開催）

イ 相談支援

芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、職員等の訪問による相談支援や体験講座等を行う体制整備の準備を行い、相談記録のデータベース化を構築すること。

（例：相談会に係る会議等を1回程度開催）

ウ 芸術文化活動を支援する人材の育成等

文化、福祉、教育等の多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、

他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障害特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行える体制整備、人材の育成及び確保を図ること。また、芸術文化活動に関わる各分野をつなぐ人材の育成についても工夫する取り組みを行う。

(例：研修会等を1回程度開催)

エ 芸術文化活動（鑑賞・創造・発表等）に参加する機会の確保

地域における障害者の活躍の場を拡げ、多様な人々との交流が促進されるよう、専門家等と連携を図り、障害者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、活動の成果等を発表する機会など、さまざまな目的や方法による芸術文化活動に参加する機会を確保すること。

確保にあたっては、支援センター自らが機会を創出する方法、あるいは、地域の他の主催者等が機会を創出するにあたり、助言や必要な物品・人員等の提供を行う方法も可能とする。

なお、支援センター自らが機会を創出する場合、地域の文化、福祉、教育等の関係者や団体等と実行委員会を構成するなど、地域にノウハウが共有されるように努めること。

(例：作品展や舞台イベント、芸術文化を鑑賞するための取り組み等（シンポジウムや鑑賞会など）を1回程度開催)

オ 情報収集・発信

展示や公演、上映会などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者等に関する情報など、県内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、全国広域センター及び九州ブロック連携事務局と連携し、得られた情報の活用を行うこと。

また、可能な限り国内外の情報収集・発信にも努めること。その際、障害者本人等に情報が十分届くよう工夫すること。

(例：ホームページ、SNSの開設等)

カ 支援センターの機能強化

支援センターの活動を生かすため、県内の障害福祉サービス事業所や文化施設等に出向いて行う相談や専門的知見によるアドバイスや県内の福祉施設等と文化施設や文化芸術団体等が連携する取組に対する支援を行うための取り組みを行う。

(例：意見交換会等を1回程度開催)

(4) 業務実施状況の報告

受託者は、本事業の実績をとりまとめ、県が指示する日までに報告書を県及び広域センターへ提出する。

4 企画提案の内容

- (1) 本業務実施にあたっての基本的な考え方
- (2) 「支援センター設置」の実施方法等

- (3) 「支援センター運営」の実施方法等
 - ア 関係者のネットワークづくり
 - イ 相談支援
 - ウ 芸術文化活動を支援する人材の育成等
 - エ 芸術文化活動（鑑賞・創造・発表当）に参加する機会の確保
 - オ 情報収集・発信等
- (4) 事業評価及び成果報告のとりまとめの実施方法等
- (5) 「支援センター機能強化」の実施方法等
- (6) 事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、上記(1)～(6)以外の提案も可能とする。提案にあたっては、その理由も含めて記載すること。

5 成果品の提出

本業務で実施された内容は、全ての成果品として取りまとめるものとする。受託者は、委託業務完了後1か月以内又は契約満了日のいずれか早い日まで以下の成果品を提出するものとする。

- (1) 本業務の実施に係る資料等（電子ファイル一式）
- (2) 事業完了報告書（出力されたもの3部、電子ファイル一式）
- (3) その他、全ての成果品

6 費用の積算

積算の費目については、以下の内容で積算すること。

- (1) 直接人件費
 - ア 人件費（給与・諸手当、報酬、賃金、共済費）
- (2) 直接経費
 - ア 旅費
 - イ 報償費（謝金等）
 - ウ 需用費（消耗品費、燃料費及び、印刷製本費）
 - エ 役務費（通信運搬費（郵便料等）、手数料及び保険料）
 - オ 会議費
 - カ 使用料及び賃借料（会場使用料、OA機器等のリース代）
 - キ その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）
- (3) 再委託費
- (4) 一般管理費（上記(1)及び(2)の合計額（(3)を除く）の10%以内とする）
- (5) 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

【留意事項】

- ※ 本委託業務に関する経費は、9,614千円（税込）の範囲内とすること。
ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。

- ※ 各積算費目の単価と内訳を記載すること。
- ※ 本事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- ※ 人件費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準に設定すること。
- ※ 契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること。
- ※ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品（沖縄県財務規則第153条第1項第2号）については、賃借料の範囲（リース等）又は消耗品（同項第5号）で対応するものとする。

◆ 沖縄県財務規則第153条第1項

- (2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐えられるもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。
- (5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委任の承認

受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める簡易な業務についてはこの限りではない。

ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本

イ 原稿、データの入力及び集計

ウ 研修会等実施に係る荷物の輸送

エ 研修会等実施に付随する会場設営、参加者案内等の運営業務

オ その他1件あたりの委託費が100万円未満の経費

(3) 相手方の制限

本契約の企画提案参加者であったものに契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

8 その他留意事項

- (1) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約仕様書については、変更する場合がある。
- (2) 受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議することとする。
- (3) 委託者から本業務の実施状況等に関する報告を求められた場合は、その都度報告すること。
- (4) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- (5) 個人情報の収集、利用、管理については、個人情報の保護に関する法令及び「沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (6) 成果品の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (7) 受託者が第三者と協働、連携又は再委託（以下「連携等」という。）により業務の遂行を図るとき、当該第三者に生じる謝金及び交通費等は、受託者が責任をもって必要な精算等を行うこと。
- (8) 受託者と第三者が連携等により業務の遂行を図るとき、当該第三者以外の者に対して不法行為責任が生じた場合には、受託者が責任をもって処理すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、国や県が掲げる新型コロナウイルス感染症等に係る各種イベント等の実施ガイドラインに沿った対策を十分に取った上で実施するものとする。